

## 近代日本農村の初等教育事情

——広島県賀茂郡下黒瀬村の事例——

梶井一暁

(キーワード：近代日本、初等教育、下黒瀬村、学校沿革誌)

### はじめに

本論文では、近代日本の農村地域における初等教育の実態と特質を探る作業の一環として、広島県賀茂郡下黒瀬村の事例をとりあげる。関連資料を紹介しつつ、下黒瀬村の初等教育のありように関する若干の考察を行う。

下黒瀬村は現在の広島県賀茂郡黒瀬町の下黒瀬地区にあたる。明治22(1889)年、町村制が施行され、津江村と兼沢村が合併し、下黒瀬村が誕生した。昭和29(1954)年の町制施行時、下黒瀬村は上黒瀬村、中黒瀬村、乃美尾村と合併し、黒瀬町が成立した。翌年、板城村の一部を加えた黒瀬町は、現在の町域を整えた<sup>1</sup>。県中南部の賀茂台地の盆地に位置する黒瀬町は、2級河川の黒瀬川が中心部を流れ、黒瀬川やため池を灌漑水源とする耕作地が広がる農村地域である。広島市、呉市、東広島市に囲まれた黒瀬町は、近年、周辺都市のベッドタウンとしての性格を強めている。現在の黒瀬町の中心地から西方に位置した下黒瀬村は、黒瀬川の支流と多数のため池をもち、それらを用水源とする農業集落を形成した<sup>2</sup>。

近代における地域の初等教育の実態は、学校日誌類の学校資料や学事関連資料を含む役場資料が豊富に残る地域を中心として、その解明作業の進展をみた<sup>3</sup>。注目される資料をもち、地域に展開された初等教育を詳しく知ることのできる資料が限定される賀茂郡は、研究蓄積がきわめて薄い<sup>4</sup>。本論文は、このような研究状況をふまえ、限られた資料ながら、賀茂郡農村のひとつである下黒瀬村における初等教育の実態の一端を明らかにしようとするものである。その素描は、後述する『下黒瀬尋常高等小学校沿革誌』と題された資料にもとづいて行う<sup>5</sup>。現在の黒瀬町立下黒瀬小学校に保管され、いまなお沿革のつづき書き継がれている、いわば現役の資料である。同資料は、沿革を記述するという基本的性格上、学校日誌類のような児童の学校生活や教員の教育実践などをリアルに追うことのできるものではない。学校の日常を伝える内容に乏しい学校沿革誌類は、これまでの教育史研究ではあまり重視されてこなかったといえる。しかし、役場資料を欠き、旧村学事の側面からの分析も難しい下黒瀬村のような地域にあっては、当時の農村における初等

教育に関する情報を与えてくれる数少ない資料として重要である。また、初等教育をとりまく地域の実情を伝える内容を含み、教育史研究のみならず、地域史研究からも資料的価値が認められるものであるといえよう。

以下、資料の性格を説明し、記述内容の紹介と若干の考察に移ろう。

### 1. 『下黒瀬尋常高等小学校沿革誌』の性格

#### (1) ふたつの沿革誌

『下黒瀬尋常高等小学校沿革誌』(以下、『沿革誌』と略す)の中身は、「津江尋常小学校沿革誌」とその継続記述からなる。明治29(1896)年、「津江尋常小学校沿革誌」が記された<sup>6</sup>。その「例言」には「本誌ハ教育ノ隆替変遷等二関スル事項ヲ編年体ニ記述セリ」とある。江戸期の一般的状況を述べることから始まり、明治3(1870)年の大学規則と中小学規則の制定、明治4(1871)年の文部省の設置、明治5(1872)年の学制の発布に言及している。そして、「我村モ亦此学制ニ基キ明治五年十一月一ノ公立小学校ヲ創業シ之ヲ遂倫館ト称セリ、是レ本校ノ嚆矢ナリ」とある<sup>7</sup>。遂倫館は、津江小学校、御堂小学教場、津江簡易科小学、津江簡易小学校の改称・再編を経て、明治24(1891)年、津江尋常小学校となった。津江尋常小学校時代、明治29(1896)年までの沿革が「津江尋常小学校沿革誌」としてまとめられたのちも、編年体による記述は継続された。津江尋常小学校が下黒瀬尋常小学校となり、高等科を併置するにいたるのは大正3(1914)年である。下黒瀬尋常高等小学校時代のいずれかの段階において「下黒瀬尋常高等小学校沿革誌」の表題が付された表紙をもつ書類として整え直され、それが現在に伝わる『沿革誌』であると考えられる。

#### (2) 構成と特色

『沿革誌』は「組織ノ沿革」、「職員ノ沿革」、「監督官庁長官并二管理者学務委員ノ沿革」、「校舍器具器械ノ沿革」の4部から構成される<sup>8</sup>。本論文では、4部のうち、もっとも紙幅を割き、内容的にも充実している「組織ノ沿革」を中心に扱い、その他の部は補足的に用いることとする。

現在の『沿革誌』の構成によれば、次章以下に主にみていく「組織ノ沿革」の部は、教育法規や学校行事など

を編年体で記述した本体部分の「組織ノ沿革」のあとに、「学級数ト職員数トノ関係」,「卒業生徒数累年比較」,「学齡児童就学歩合累年比較」などの一覧をおさめている<sup>9</sup>。基本資料である「組織ノ沿革」は年表化し、後掲した。一覧の一部は図表化し、分析の素材とした。ここでは、年表化した「組織ノ沿革」の記述内容の特色に関する3点を指摘しておく。

第1は、記述内容の変化である。明治29(1896)年に記された「津江尋常小学校沿革誌」は、津江尋常小学校初代校長の浜田哲太郎によるものと考えられる<sup>10</sup>。明治初年以降の主要な教育法規類の編年史的記述と適時の説明が主な内容であり、学校内のできごとを記述した部分は少ない。浜田の校長在任中の明治30年代なかごろまで、この傾向がつづく。その後、理由はわからないが、後掲の年表から明らかのように、教育法規類の記述はなくなり、学校レベルの事項のみを記述するように変化する。以降、この傾向は保持される。

第2は、情報としての記述内容の精粗である。年間の記述件数が豊富であり、具体的記述におよんでいる時期があれば、そうでない時期もある。記述内容から得られる情報が比較的豊かな時期が明治期であり、本論文の考察の中心となる。一方、大正期以降、なかでも昭和初期は、情報が質量ともに乏しい。年間の行事が順に羅列され、記述の形式化が目立つ。なお、記述が昭和11(1936)年の途中でとぎれており、ここまでを本論文では扱った。第2次世界大戦後の昭和21(1946)年から記述が再開され、以降は事務的記述に終始している。

第3は、記述者の所感の書き込みである。浜田のあと、吉高賢吾が校長の職にあった明治41(1908)年から同44(1911)年までの時期を中心として、事実を書きとどめるにおおらず、それに対する記述者の所感を付していることがある。明治42(1909)年、多数の来賓と参観者を得た「大運動会」の「盛会」に対し、「昨秋ノ夫レニ比シ進歩ヲ認メルハ喜ブベシ」とあるのが初出である<sup>11</sup>。以降、数例がみられる。紹介すると、たとえば、同年、全校職員6名による尾道市近傍における学校参観の実施に対し、「熱心ニ視察ス、得ル所多大将来本校ニ影響スルコト蓋シ大ナルベシ」とあり、翌年、6年制義務教育制度施行後の第1回卒業生に対し、「将来ノ活動如何アラン社会人ノ注目スル所タリ、本校ノ責任大ナリ希クハ多望多幸ナレヨ」とある。その他、児童の衛生展覧会参観(於広村)、遠足(於江田島海兵学校)、村内神社巡拝、職員の学校参観(於高松市)に対する「利益」や「効果」を期待するコメントを付している。当時の教育者の熱意が感じられ、興味深い。同時に、このような記述者間における記述基準のぶれは、学校に保存すべき書類としての学校沿革誌に対する学校現場レベルの理解が一樣ではなかったことを示唆している。

## 2. 『沿革誌』にみる下黒瀬村の初等教育

### (1) 明治初期の教育課程

明治初期の賀茂郡農村における初等教育の状況がわかる資料はきわめて少ない。下黒瀬村の場合、『沿革誌』の記述がそれを伝えるのみである。『沿革誌』から明らかとなる津江尋常小学校前史は、つぎのとおりである。

#### ① 学制期

明治5(1872)年、上述のように、遂倫館は創業した。「校舎ノ沿革」によれば<sup>12</sup>、当時の津江村の「荒田岩十ノ宅ヲ借り受ケ」てのスタートであった。遂倫館は、学制が規定する下等小学と上等小学のうち、下等小学であった。教科目は「綴字、習字、単語ノ読方、算術、修身、単語ノ誦誦、会話ノ読方、単語ノ書方、読本ノ読方、会話ノ誦誦、地理ノ読方、養生法ノ口授、会話ノ書取、読本輪講、地理輪講、物理学輪講、書牘、文法」であり、文部省布達の「小学教則」にもとづいた構成となっている。教科目中に学習の内容や方法が混在しているところに特色がある。周知のように、当時は学年制ではなく、等級制であった。「其課程ヲ分チテ八級トシ毎級修業ハ六ヶ月ト定メ学齡児童ノ始メテ学ニ入ルモノヲ第八級トシ次第二進ミテ第一級ニ至リ全科ヲ卒業スルニハ修業年限四年ヲ要」した。下等小学は原則的に6~9歳を学齡児童とした。実際の児童の年齢構成は判明しない。教科書は「明治七年小学校教則及校則ヲ制定セラル、其教科用図書ヲ略記セバ左ノ如シ」とあり、「五十音いろは図、単語図、連語図、濁音図、半濁音図、色図、日本数字掛図、算用数字掛図、羅馬数字掛図、加算九九図、減算九九図、乗算九九図、除算九九図、単語編、学問ノ勤メ、啓蒙天地文、地球ノ文、究理問答、天変地異、窮理図解、地理初歩、日本国尽、世界国尽シ口、日本地図、万国地図等」をあげている。以降、「小学読本」、「三字経」、「大統歌」、「小学算術書」、「日本地誌略」、「万国地誌略」、「日本史略」、「万国史略」があがっている。もっとも、これらのいわゆる近代教科書がどれほど実際に用いられたかはわからない<sup>13</sup>。また、明治11(1878)年、県は「小学校教則及校則ヲ發布」し、「試験ヲ三様ニ分チ一ヲ尋常試験トシニヲ定期試験トシ三ヲ卒業試験」とした。「尋常試験ハ毎月末之ヲ行ヒ一組中ノ座次ヲ進退ス、定期試験ハ毎級ノ終リニ之ヲ行ヒ卒業試験ハ全科修業ノ終リニ之ヲ行ヒ」、「毎科ノ点数五分ノ二以上ヲ得ルモノヲ及第トシ以下ヲ落第トス」と定めた。「教科目ハ読物、講義、書取、画学、作文、習字、算術、習字」であった。この記述も試験の実施の事実を述べるものとはなっておらず、実際の実施状況は判断できない。

#### ② 教育令期

明治12(1879)年、教育令は教科目を規定し、「読書、習字、算術、地理、歴史、修身ノ初歩」を「必修科」と定め、「土地ノ状況ニ從ヒ畷画、唱歌、体操ヲ加ヘ又ハ物

理、生理、博物ノ大意ヲ加フ、殊ニ女子ノ為ニハ裁縫ヲ加フコト」とした。しかし、「土地ノ状況」に応じた教科目の設定などに関する具体的記述はない。

明治14年(1881)、小学校教則綱領が制定され、翌年、それにもとづく小学校の課程編制がなされた。「初等科、中等科、高等科ノ三等」を設定するものであり、「津江小学校ハ初等科、中等科ヲ併置」した。『沿革誌』における「津江小学校」の名称の初出である。「初等科ハ修身、読書、習字、算術ノ初歩及唱歌、体操トシ、中等科ハ修身、読書、習字、算術、地理、歴史、図画、博物、物理、農業、商業、裁縫、唱歌、体操」を教科目とした。これらに実用的教科目を加える高等科を設置しなかつた津江小学校であったが、中等科の「農業」と「商業」が独自の教科目となっている。修業年限は初等科も中等科も3年であり、それぞれ6級からなり、各級6ヵ月である。試験は「三種トシテ月次試験ニテ定期試験三ツ大試験トス、月次試験ハ当月ノ課業ヲ試ミ生徒ノ優劣ヲ判シ其座次ヲ進退スル者ニシテ毎月末之ヲ施行ス、定期試験ハ当期ノ課業ヲ試ミ生徒ノ進否ヲ驗シ其学級ヲ進ムルモノニシテ每学期末之ヲ施行ス、大試験ハ初等科若クハ中等科若クハ高等科ノ課業ヲ試ミ生徒ノ得業ヲ検定スルモノニシテ毎等科最後ノ学期末之ヲ施行ス」とされた。明治16(1883)年、試験規則に変更があり、「月次試験ヲ日課試験ト改メ」、「生徒ノ修得セル課業ヲ臨時ニ試ミ其優劣ヲ判シ教場ノ座次ヲ進退スルモノニシテ凡四週間毎ニ之ヲ施行」し、「定期試験ヲ進級試験ト改メ」、「当級ノ課業ヲ試ミ生徒ノ進否ヲ檢シ学級ヲ進ムルモノニシテ毎級課業ヲ修了セル毎ニ之ヲ施行」することとなった。なお、明治19(1886)年、臨時試験と定期試験の2種のみとなる。試験の実施状況は、やはり不明である。

明治17(1884)年、教員講習の受講に関する記述がみえ、興味深い。8週間の日程で行われ、「其学科ハ教育学<sup>伊沢修二</sup>、学校管理法<sup>伊沢修二</sup>、心理学大意、小学礼儀<sup>広島師範学校</sup>、教授法<sup>森田</sup>、著、体操等」であった。「是実ニ教育学管理法ノ書籍ヲ我津江小学校ニ適用シタル嚆矢ニシテ是ヨリ開発的教授法ヲ実施スルニ至レリ」と記している。いよいよ欧米流の教育方法が学校現場に普及しはじめた。

明治18(1885)年の教育令の再改正にともない、翌年、「津江小学校」は「御堂小学教場」と改称した。小学教場の開設は、特別の校舎を設けず、社寺や民家の一部を利用するものが一般的であった。新たな小学校の設置が困難な地域に初等教育を普及させるとともに、従来の小学校を簡易化し、経済的負担を軽減するねらいがあった。小学校が「毎日五時間完全ナル教育ヲ施ス所」であるのに対し、小学教場は「毎日三時間以内近卑ナル教育ヲ施シ以テ貧民ノ便ヲ得セシムル所」という位置づけであった。この年、「津江田代阿弥陀堂」から「津江石ヶ坪阿弥陀堂ニ移」ったことを「校舎ノ沿革」は記している。

### ③ 学校令前期

明治19(1886)年、小学校令(第1次)が發布され、小学校を高等小学校、尋常小学校、小学簡易科に区分した。これを受け、翌年、「御堂小学教場ノ名称ヲ廃シ津江簡易科小学ト改称」し、「津江簡易小学校ト称」するにいたった。小学簡易科は尋常小学校に代用するものであった。教科目は「読書、作文、習字、算術」であり、修業年限は3年であった。高等小学校と尋常小学校の4年に比し、短い。授業日数は「毎学年四十二週日」、授業時間は毎週「十八時」であった。高等小学校の「三十時半」、尋常小学校の「二十五時半乃至二十八時半」よりも少ない。教科書は「簡易読本、作文階梯、尋常小学習字帳<sup>書</sup>、珠算全書、附図珠算初歩、戸外遊戯法ヲ用」いたようである。「生徒ニ始メテ習字帳ヲ持タシム」との記述がみえ、「習字帳」の実際の使用が判明する。

#### (2) 小学校の村立化

明治24(1891)年、改正された小学校令(第2次)と地方学事通則の規定が実施された。尋常小学校に代用する小学簡易科は認められず、津江簡易小学校は津江尋常小学校となった。「小学区ヲ廃シ随テ本郡共通経済ヲ止メ尋常小学校ヲ設立維持スルハ其町村ノ義務ニ歸ス、因テ本校モ本村ノ公立トナリ校名ヲ津江尋常小学校ト改称シ修業年限ヲ三ヶ年トス」との説明がある<sup>14</sup>。場所も「津江樋ノ上八幡社ノ側」に移し、「西洋風ノモノヲ新築」した<sup>15</sup>。「本村ノ公立」の尋常小学校となったことは、つぎの意味をもった。

明治19(1886)年以来、県は郡一学区制と郡共通教育財政制を採用してきた。教育令の再改正時、「此改正令ニ於テ小学校ハ組織完全ニシテ授業料ヲ徴収シ連合村費ヲ以テ其経費ヲ補足シ適當ナル教員ヲ配置シ毎日五時間完全ナル教育ヲ施ス所トシ、小学教場ハ授業料ヲ徴収セズ全ク連合村費ヲ以テ維持シ毎日三時間以内近卑ナル教育ヲ施シ以テ貧民ノ便ヲ得セシムル所トス、而シテ我賀茂郡ヲ以テ一学区トシ郡長之ヲ管理シ学区内幾多ノ小学校ト小学教場トヲ設置セリ」という状況であった。津江小学校は御堂小学教場となり、授業料は徴収せず、学校経費は「全ク連合村費」によった。つづく津江簡易小学校も同様であり、授業料の徴収はなかった。ついに津江尋常小学校となり、村立化するにおよび、授業料を徴収し、学校経費の補足は自身の村費で行うこととなった。教育の受益者負担と村費維持は、下黒瀬村がはじめて迎える事態であったのである。

村立の尋常小学校となった翌年の明治25(1892)年、「小学校令全部実施セラルルヲ以テ是ヨリ教育上諸般ノ設備ハ町村ノ責務ニ歸シタルニ依リ普通教育モ漸次旺盛ニ至ルベキ筈ナレドモ之ヲ實際ニ徴スルニ否ラザル所以ノモノハ想フニ町村ニ於テハ支弁スベキ費途多端ニシテ独り教育事業ニ費スコト能ハザル状況ト又教育ノ事タル

無形ニシテ其成績ヲ永遠二期スベキモノナルニ依リ他事業ノ如ク眼前ニ其利益ヲ拾収スルコト能ハザルニ依リ之ニ熱心スルモノ少キニ職由ス、然レドモ之ヲ数年前ニ比スレバ稍其面目ヲ改メシニハ相違ナカルベシ」との状況説明がある。国が小学校令に意図した教育の受益者負担主義を受容する素地が、村レベルではまだ醸成されていなかったことが明らかである。村立化した津江尋常小学校がスタートしたものの、教育に対する村財政も村民意識も成長の途上であった。同時に、これまで尋常小学校を設置することができず、小学簡易科の代用で対応してきた下黒瀬村の背景も察せられよう<sup>16</sup>。

村立の尋常小学校化後、隣村の中黒瀬村の菅田簡易小学校の所轄となっていた「本村字兼沢ノ生徒」の「入学」がはじまり、また尋常小学校の課程を修了した児童のための修業年限2年の補習科を設置した<sup>17</sup>。教育費への村費支出の苦しい状況がすぐに改善されるものでないことは推察されるが<sup>18</sup>、次第に地域の初等教育機関としての実態を具備していったようである。そのなか、もっとも懸念されたのは、村民（児童の保護者）に馴染みの薄い授業料の徴収であったと思われる。明治26（1893）年、津江尋常小学校では「始テ授業料ヲ徴収」した。「其方法ハ生徒ノ学級及貧富ノ程度ニ依リ三等二分チ一人一ヶ月ノ最多額三銭最少額一銭五厘」であった。前年の県の授業料規則は、尋常小学校の授業料を30銭以下1銭以上と定めていたから、それに比べれば、かなりおさえられた。村民の授業料徴収に対する反応を知りたいところだが、残念ながら、その記述はない<sup>19</sup>。

### (3) 就学問題

明治19（1886）年の小学校令（第1次）が義務教育観を示し、明治33（1900）年の小学令（第3次）で義務教育制度が確立した。近代日本の初等教育の普及が急速な進展をみせ、高い教育水準を保持したことはよく知られている。県の就学率（男女平均）は、明治10年代なかごろには50%をこえた。10年代おわりから20年代はじめにかけて一時的な後退をみるものの、20年代なかごろから再上昇しはじめ、30年代はじめまで60%代で推移した。30年代なかごろまでに80%代をこえると、明治34（1901）年には90%を突破した。その後も上昇しつづけ、明治末年にはほぼ完全就学の状態に達した<sup>20</sup>。

下黒瀬村の場合はどうであったのだろうか。『沿革誌』におさめられている「学齡児童就学歩合累年比較」を紹介する。明らかな間違いを除き、表中の数値をそのまま用い、表1に整理し、就学率をグラフ化した。明治24（1891）年以降を記録している。ここに示した数値は『文部省学事年報』や『広島県統計書』の基礎データとなっているものである。実態としての就学率に比し、当時の統計上の限界や作成上の誤解からくる数値の高さが認められるであろうことに留意しながら検討を進める必

要がある<sup>21</sup>。

下黒瀬村の就学率の全体的傾向として、つぎの点を指摘できる。第1は、県平均を上回る就学率である<sup>22</sup>。上述のように、県の平均就学率がはじめて90%に到達したのは明治34（1901）年であり、義務教育無償制の実施後であった。下黒瀬村では、その前年、すでに90%の就学率を達成していた。注目すべきは、それを準備した明治30年代はじめまでの高水準の就学率である。20年代おわりから30年代はじめ、県平均の就学率が60%代にとどまっていたのに対し、下黒瀬村は80%代に達していた。「校舎ノ沿革」によれば、明治30（1897）年、「就学者増加ノ為校舎狭隘ヲ告グルニ至リタレバ更ニ寄付金ニ授リ」、「一棟ヲ増築」した。建築費は「金貳百七拾八円九拾五銭貳厘」であった。しかし、数値が示す他地域に先立った就学率の上昇の要因は、よくわからない。

第2は、県の就学率の推移にみられるコンスタントな上昇は示さなかったことである。県平均では上昇経過にあった明治20年代おわり、下黒瀬村では大きな後退をみている。この後退期を経て、上昇に転じた。日清・日露戦争期、日本の国民意識の高揚を背景とする就学率の上昇がみられると一般に理解されるが、日露戦争がはじまる明治37（1904）年、下黒瀬村の就学率は落ちている。このように、凹凸を描きながら、完全就学に近づいていった。

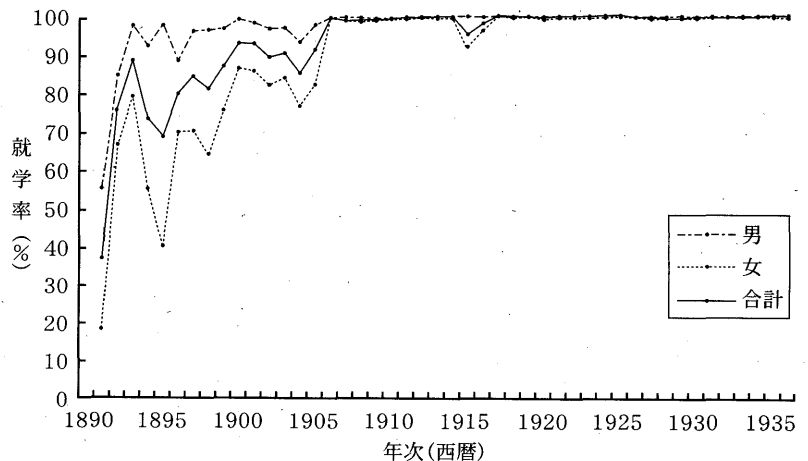
以上の全体的傾向と関連し、つぎのような下黒瀬村の就学問題の特色を指摘できる。第1は、就学率の男女差である。下黒瀬村の男子就学率の高さは顕著であり、明治26（1893）年、90%の就学率を達成した。このとき、県の男子平均はまだ70%代であり、明治33（1900）年、90%に到達する。下黒瀬村の男子就学率ははやい段階から高く、それが村全体の就学率を押しあげた。一方、女子の就学率は男子ほどではなく、明治30年代なかごろからおわりまで、県の女子平均を下回った。完全就学に近くなる明治40年代まで、男女差が残った。女子の就学をいかに促進するかが、就学問題の鍵のひとつであった<sup>23</sup>。

第2は、就学率の後退の理由である。明治20年代までの県の就学不振は、経済不況、授業料の徴収、尋常小学校の普及の遅れ、村民の就学意識の低さなどが理由となっていた<sup>24</sup>。県全体としては就学不振が解消されつつあった20年代、これら以外の理由が下黒瀬村の就学率を後退させていた。それは「赤痢病流行」である。明治26（1893）年、「該病猖獗ヲ極メ患者百有余名就中学校生徒十二名、死亡者四十有余名就中学校生徒五名」を出し、「赤痢病死亡者遂吊会ヲ施行」した。「赤痢病流行ノ状況ヲ郡長へ上申」しなければならぬ事態であった。明治30（1897）年、「本村ハ赤痢病流行ノ屈指ノ区域ニテ且女生徒ノ就学振ルハザル故態々岡田郡書記ノ出張ヲ煩シ

表1 「学齡児童就学歩合累年比較 四月現在」

年 別	学齡児童(人)		就 学(人)									不 就 学(人)						就学歩合(%)		
			卒 業			現在就学						猶 予			免 除					
和暦	西暦	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	
明治24	1891	185	175	360	10	4	14	93	28	121	—	—	—	—	—	—	55.6	18.2	37.5	
明治25	1892	191	170	361	25	9	34	137	104	241	25	15	40	4	42	46	84.8	66.4	76.1	
明治26	1893	177	150	327	55	16	71	118	103	221	4	6	10	—	25	25	97.7	79.3	89.2	
明治27	1894	163	170	333	47	27	74	105	67	172	11	40	51	—	36	36	93.2	55.2	73.8	
明治28	1895	168	171	339	61	23	84	104	46	150	3	6	9	—	96	96	98.2	40.3	69.0	
明治29	1896	185	173	358	57	30	87	109	91	200	5	12	17	14	40	54	89.2	69.9	80.2	
明治30	1897	183	151	334	59	41	100	118	65	183	3	8	11	3	37	40	96.7	70.1	84.7	
明治31	1898	188	162	350	79	46	125	103	58	161	2	18	20	4	40	44	96.8	64.1	81.7	
明治32	1899	167	147	314	70	28	98	93	83	176	4	22	26	—	14	14	97.6	75.5	87.2	
明治33	1900	159	138	297	78	28	106	80	92	172	1	12	13	—	6	6	99.4	86.6	93.6	
明治34	1901	168	156	324	88	36	124	78	98	176	2	17	19	—	5	5	98.8	85.9	93.5	
明治35	1902	161	155	316	78	36	114	79	92	171	4	23	27	—	4	4	97.5	82.6	90.2	
明治36	1903	154	150	304	71	34	105	79	92	171	4	21	25	—	3	3	97.4	84.0	90.8	
明治37	1904	149	144	293	53	34	87	87	76	163	9	33	42	—	1	1	94.0	76.4	85.5	
明治38	1905	147	152	299	70	68	138	74	57	135	3	27	30	—	—	—	98.0	82.2	91.3	
明治39	1906	157	152	309	57	65	122	100	86	186	—	—	—	—	1	1	100.0	99.3	99.7	
明治40	1907	177	175	352	80	76	156	97	97	194	—	1	1	—	1	1	100.0	98.9	99.4	
明治41	1908	210	177	387	90	75	165	120	101	221	—	1	1	—	—	—	100.0	99.4	99.2	
明治42	1909	209	174	383	72	55	127	135	119	254	2	—	2	—	—	—	99.0	100.0	99.5	
明治43	1910	210	176	386	44	38	82	165	137	302	—	—	—	—	—	—	99.5	99.4	99.5	
明治44	1911	215	188	403	37	40	77	178	148	326	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
大正 1	1912	222	183	405	44	33	77	178	150	328	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
大正 2	1913	227	189	416	45	37	82	182	152	334	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
大正 3	1914	231	196	427	44	44	88	187	152	339	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
大正 4	1915	190	170	360	19	24	43	171	19	190	—	1	1	—	1	1	100.0	92.3	95.6	
大正 5	1916	233	192	425	31	22	53	202	170	372	—	1	1	—	1	1	100.0	96.2	98.2	
大正 6	1917	238	181	419	34	25	59	204	156	360	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
大正 7	1918	232	189	421	21	29	50	211	160	371	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
大正 8	1919	214	191	405	29	28	57	199	159	358	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
大正 9	1920	195	166	361	29	24	53	166	142	308	—	—	—	—	1	1	100.0	99.4	99.7	
大正10	1921	216	190	406	19	20	39	197	170	367	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
大正11	1922	211	188	399	29	21	50	182	167	349	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
大正12	1923	226	193	419	27	23	50	199	170	369	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
大正13	1924	212	191	403	38	26	64	174	165	339	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
大正14	1925	213	189	402	19	23	42	194	166	360	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
昭和 1	1926	207	195	402	26	25	51	181	170	351	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
昭和 2	1927	205	188	393	28	29	57	177	159	336	—	—	—	1	—	1	99.5	100.0	99.7	
昭和 3	1928	190	165	355	38	47	85	152	108	260	1	—	1	1	—	1	99.5	100.0	99.7	
昭和 4	1929	184	168	352	40	30	70	144	138	282	1	—	1	1	—	1	99.5	100.0	99.7	
昭和 5	1930	183	188	371	35	31	66	148	157	305	1	—	1	1	—	1	99.5	100.0	99.7	
昭和 6	1931	166	183	349	34	28	62	132	155	287	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
昭和 7	1932	175	187	362	17	18	35	158	169	327	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
昭和 8	1933	156	175	331	32	22	54	124	153	277	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
昭和 9	1934	162	179	341	32	31	63	160	174	334	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
昭和10	1935	184	214	398	37	47	84	147	167	314	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	
昭和11	1936	149	169	318	40	30	70	109	139	248	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	

タルナリ」という記述があり、下黒瀬村が抱えていた事態の深刻さがわかる<sup>25</sup>。赤痢にかかるとは女子が多く、そのために女子の就学率が振るわなかったのか、赤痢の流行と女子就学の不振は別問題であったのか、就学率の推移をみれば、前者と考えられる。地域によっては、これまで言及されてきた諸理由に加え、流行病が就学の阻害要因となっていたことを指摘できる。この年、「父兄謹話会」を開催し、「岡田郡書記ノ教育上衛生上ニ関スル演舌」を行い、就学不振の打開を講じるとともに、「教育衛生幻灯会」を開き、就学督励に努めている。「数



下黒瀬村における就学率の推移図

百人」の参加を得たという効果があらわれたのか、就学率は上昇に転じた。教育に関する談話会や幻灯会の開催は、各地で講じられた就学督励策のひとつであった。明治32(1899)年、郡は「小学校長会同ニ於テ評定セル欠席生徒防御方法ヲ通牒」した。「其要旨ハ欠席生徒督責方法ノ己ニ規定アルモノノ外幻灯会談話会ヲ開クコト生徒ノ精勤者ヲ月末ニ揭示スルコト毎月精勤証通知表等ニヨリ生徒ノ勤惰ヲ保護者ニ知ラシムルコト精勤者ハ毎年一回以上賞与スルコト生徒病氣ナルトキハ教員及同学年生徒時ニ訪問スルコト等」であった。津江尋常小学校は、明治末年まで隔年程度で保護者との談話会や幻灯会の機会をもった。もっとも、明治32(1899)年前後の女子就学率の再上昇は、就学指導の強化徹底が関係しているとみられる。この年、県は「欠席生徒ニ対シニ回督責ノ上尚出席セザレバ村長ニ報告セシモノヲ改メテ一週間毎ニ督責シ出席セザレバ直ニ村長ニ報告スルコトトシ」、「不就学簿ヲ製シテ猶予免除ノ許可ヲ受クルコト」を定めたのであった。なお、明治37(1904)年の就学率低下の理由は判明しない。

#### (4) 村のなかの小学校

以下、村民との関係に着目しながら、津江尋常小学校の村への定着と下黒瀬尋常高等小学校への展開をみていく。留意すべきは、村民と一括りでいっても、一枚岩の存在であるはずはなく、階層差や意識差が潜んでいる。これを薄めていく役割を村の小学校が果たした側面もある。『沿革誌』の記述中、村民のなかの階層性や文化性の問題にふれることのできる材料はなかった。

##### ① 村民の学校行事への関心

談話会や幻灯会は、学校と村民をつなぐ接点でもあった。学芸会や作品展覧会などの学校行事もそうである。なかでも運動会が果たした役割は大きい<sup>26</sup>。

『沿革誌』における運動会の初出は、明治27(1894)年の「郷原、津江、天神、横山、篠川ノ五校連合運動会」である。下黒瀬村の「兼沢高下崎河原」で開かれ、「綱引、徒歩競争、鞠投げ、軍歌等ノ運動」を行った<sup>27</sup>。当時の運動会は、このような「連合運動会」が多かった。各校とも就学率はまだそれほど高くなく、児童数が少ないため、十分な規模の運動会を開催することはできなかったし、自前の会場や設備の確保も難しかったためである。

つぎに確認される明治34(1901)年の運動会も、隣村の郷原村の郷原尋常学校との「連合運動会」であった。もっとも、会場は「河原」から「運動場」にかわった。

『沿革誌』に記述されている運動会のうち、この運動会がもっとも詳しい内容をもつ。紹介しよう。「郷原尋常小学校及本校連合運動会ヲ開いた。「天ハ可憐ナル児童ノ為ニ感動セシモノカ大空一点ノ雲影ナク誠ニ好天気」に恵まれた。「午前八時ヲ報ゼシ頃郷原校生徒百七十名職員ニ引率セラレ役場官吏員ト共ニ着校」した。「十時トナル

ヤ太鼓ノ音ニ応ジテ両校ノ職員生徒ハ運動場ニ集まり、「発会式ヲ挙」げた。その後、「運動ニカカリシニ參觀人猶少ナケレバ余興運動タル三四学年男ノ兵式体操及鉄道唱歌同三四学年女ノ唱歌運動ヲナシ十二時ニ及ビケレバ飯ヲ喫シ」、午後からは以下の「運動ニ移」った。

- 第一 第一学年男徒歩競争
- 第二 兎飛競争(第二学年男)
- 第三 商品さがし(第一学年女)
- 第四 盲賞品さがし(第二学年女)
- 第五 二人三脚(第三学年男)
- 第六 障害物競走(第四学年男)
  - 第一ニ帽子ヲ冠リ第二ニ楕子ヲ潜リ第三ニ草履ヲ穿ク
- 第七 給仕競争(第三学年女)
  - 盆ニ茶汲ヲ載セ容水ノ溢レザル様到着ノ先后ヲ争フ
- 第八 縫物競争(第四学年女)
  - 第一ニ襟ノ掛合第二ニ一尺ノ布素縫第三ニ到着上ノ竹ニ右ノ布ヲ結付ク

定番の綱引きや騎馬戦はプログラムにない。「殊ニ縫物競争ノ際ハ婦人ノ目ヲヒキ參觀人ノ喝采ヲ博シ」たという。「運動ノ賞品トシテ筆紙ヲ与へ」、「午后四時運動ヲ終了」し、「一同整列津江校長閉会ノ辞ヲ述ベ陛下ノ万歳ヲ主唱シ一同之ニ和シ解散」した。「来賓三十有余名參觀者千名ヲ以テ数ヘラレ近來稀ナル盛会」のうちに幕を閉じた<sup>28</sup>。

これ以降の運動会は単村での開催が確認され<sup>29</sup>、次第に秋季の恒例行事化した。明治42(1909)年の運動会は「五十余种ノ遊戯又ハ競技」を披露し、来賓は35人、參觀者は「隣校児童及本校児童父兄五百人」であった。翌年も多数の来賓を迎え、「村内父兄其他千余人ヲ算シ」、「盛会ヲ極メ」た。翌々年は「來觀者多ク」、「郷原、中黒瀬小学校職員児童ヲ初メ無慮二千有余名」にのぼった。運動会単独開催以降における多数の參觀者の獲得は、隣村関係者を含むとはいえ、保護者を中心とする村民の参加の定着を意味しよう。運動会が村民の大きな関心を集める対象となり、村ぐるみのイベント化するのである。外部から隣村関係者を迎える以上、大いに成功させなければならないという村民感情も働いたかもしれない。

##### ② 村民の学校維持への協力

村立の津江尋常小学校となり、それを「設立維持スルハ其町村ノ義務ニ歸ス」こととなった。これが意味するところは、村の行財政としての問題をこえた、まさに村と村民自身の問題としての学校維持であった。

まず、村民の財政的協力である。先述のように、尋常小学校の教育経費は授業料徴収を基本とし、それを村費が補った。授業料無償の原則が確立するのは明治33(1900)年である。この授業料と村費に加え、村民からの寄付金が教育経費を支えた。日常的な教育経費に占め

る寄付金額は判明しないが、臨時に大きな費用を要するとき、村民からの寄付金に頼らざるをえなかった。「校舎ノ沿革」は津江尋常小学校時代の5回の新改築を記録している。そのうち、4回が村民からの寄付金を建築費の主要財源としていたことが明らかとなる。1回は財源の明記がない<sup>30</sup>。また、明治43(1910)年、「本校卒業及入学児童ヨリ基本財産ノ寄附」があり、「総計式円八拾六銭ヲ得」た。「之レ本校基本財産ノ基礎タリ、将来益々蓄積セラレンコトヲ希フ」と述べ、その精神を重んじた。

村民が提供したものは、寄付金だけではなかった。「労力」も提供した。明治43(1910)年、「体操場拡張工事ヲナス」こととなった。小学校令(第3次)は体操を尋常小学校の必修科目と定め、各校は「体操場」を設備しなければならなくなった。津江尋常小学校も「運動場」を備え、運動会を行った。「体操場拡張工事」に着手し、「隣地タル畑ヲ七畝余歩ヲ買収シ一部埋立テ一部ニ学校園ヲ移」した。「之ガ工事ハ村民各戸ノ労力寄附ヲ以テナシ各二日間出デタル、其工事ノ大ナルニモ抱ラズ村民ノ熱心ニヨリ遂ニ成就シタ」という。翌年も村民は「本校運動場地均シノ為メ下黒瀬村ヲ五部二分チ毎日午前午後ニ出役」した。3日がかりの作業であった。村費が投入され、作業は業者任せという性格のものではない。明治40年代の下黒瀬村は、前掲の表に示したように、学齢児童の増加傾向にあった。津江尋常小学校は増加する児童数に応じた運動場の確保を急務とし、これに尽力した村民の存在があったととらえられよう。

学校は村民に協力を求めるばかりではなかった。明治40年代以降、津江尋常小学校が6月中に「農事多忙」や「農繁」のための臨時休業日を設けていることが確認される。期間の記述がある場合、いずれも10日間であった。全学年を休業とする年もあれば、第3学年以上を休業とした年もある。義務教育とはいえ、かたくなに児童の就学を強要するのではなく、農村の実情にあわせた学年暦を組んだ<sup>31</sup>。農家の重要な働き手、あるいは子守役としての児童の存在を考慮した。さらに、「農繁休業開始」とともに「託児所開設」にもおよび、力を貸した。下黒瀬尋常高等小学校時代の昭和4(1929)年が「託児所開設」の記述の初出である。詳述はないが、1週間ほどの開設とみられ、村民に便宜を図った。農繁期の村の実情を理解した初等教育の展開があったことがわかる<sup>32</sup>。

### ③ 村民の高等科設置をめぐる反応

尋常科と高等科を併置した小学校を尋常高等小学校と呼んだ。大正3(1914)年、下黒瀬村にも尋常高等小学校が誕生した。津江尋常小学校は下黒瀬尋常小学校と改称し、「高等科ヲ並置シ」、「開校式」を挙行した。明治33(1900)年の小学校令以来、国は高等科の併置を勧奨していた。下黒瀬村でも明治40年代ははじめころからそれに向けた動きがあったようである。明治44(1911)年、

表2 「学級数ト職員数トノ関係(年度始現在)」

年 和曆	西曆	学級数	職員数と種別			備 考
			正教員	正教員外	合 計	
明治 15	1882	1	1	0	1	
明治 16	1883	1	1	0	1	
明治 17	1884	1	1	0	1	
明治 18	1885	1	1	0	1	
明治 19	1886	1	1	0	1	
明治 20	1887	1	1	0	1	
明治 21	1888	1	1	0	1	
明治 22	1889	2	2	0	2	
明治 23	1890	3	1	2	3	
明治 24	1891	3	1	2	3	
明治 25	1892	2	2	0	2	
明治 26	1893	3	2	1	3	
明治 27	1894	3	1	2	3	
明治 28	1895	3	1	2	3	
明治 29	1896	3	1	2	3	
明治 30	1897	3	1	2	3	
明治 31	1898	3	2	1	3	
明治 32	1899	3	2	1	3	
明治 33	1900	3	2	0	2	
明治 34	1901	3	2	1	3	
明治 35	1902	3	2	2	4	
明治 36	1903	3	2	2	4	
明治 37	1904	4	1	2	3	
明治 38	1905	4	1	3	4	
明治 39	1906	4	2	2	4	
明治 40	1907	3	2	2	4	
明治 41	1908	4	2	2	4	
明治 42	1909	6	2	4	6	
明治 43	1910	6	2	4	6	
明治 44	1911	6	2	3	5	
明治 45	1912	6	3	3	6	
大正 2	1913	6	3	4	7	正1休職含
大正 3	1914	7	3	4	7	
大正 4	1915	7	4	3	7	
大正 5	1916	7	4	3	7	
大正 6	1917	7	5	2	7	
大正 7	1918	7	4	4	8	
大正 8	1919	7	4	4	8	
大正 9	1920	8	4	4	8	
大正 10	1921	7	6	1	7	
大正 11	1922	7	6	1	7	
大正 12	1923	7	6	1	7	
大正 13	1924	8	7	1	8	
大正 14	1925	8	7	1	8	
大正 15	1926	8	7	1	8	
昭和 2	1927	8	7	2	9	代1, 准1
昭和 3	1928	8	7	2	9	代1, 准1
昭和 4	1929	8	7	1	9	准1
昭和 5	1930	8	9	0	9	
昭和 6	1931	8	9	0	9	
昭和 7	1932	8	9	0	9	
昭和 8	1933	8	9	0	9	
昭和 9	1934	8	8	1	9	代1
昭和 10	1935	8	8	1	9	代1
昭和 11	1936	8	8	1	9	代1

\*備考欄の「正」は正教員、「代」は代用教員、「准」は准教員を示す

「本村ニ於テ三ヶ年来宿題タリシ高等科併置ノ件、人民ノ輿論トシテ本村会ニ於テ三ヶ年来延期ヲ決議」した。「輿論」の背景や経緯は判明しないが、「三ヶ年来宿題」の結果、さらなる「三ヶ年来延期」を決めたという。津江尋常小学校卒業後の進路先を知るまとまった資料はないが、この前年、「卒業生二十二名内十名高等小学校ニ入学他八

家事二従事セリ」という状況にあった。卒業生の半数が高等科に進学するようになっていた。当時、下黒瀬村から高等科に進む場合、中黒瀬村や広村（現在の呉市）へ出るしかなかったから<sup>33</sup>、高等科併置は村民の願うところであったと思われる。ある回顧は、高等科が併置された年に高等科第1学年に進学した当時を振り返り、「これまで中黒瀬高等科に一里半を歩いて通ったのがなくなった。これは卒業する私たちのよこびであり、全村の教育向上の為に第一歩を前進した。それでも教室はなかった。職員室を廃止して、各先生は教室に分散され、従前の職員室を高等科の教室とし、一年七名、二年の五名で合計十二名の生徒であった。校長先生が一年二年の二組を担当されての複式である」と述べている<sup>34</sup>。高等科併置の計画がただちに実現しなかったのは、膨らむ希望とは別に、実際問題としての教室不足や正教員不足などを鑑みた判断があったのではないだろうか。隣村の各校も明治期の高等科併置は果たしていない。村会が高等科併置の延期を決議した年末、津江尋常小学校は「父兄談話会及児童成績品展覧会」を開き、「午前九時一時間授業ヲ参観セシメ後受持教員父兄ノ打合、午前十一時ヨリ午後二時迄学校長学校ノ方針ト父兄ヘノ希望ヲ述」べた。「父兄ノ欠席者殆ドナク盛会」であった。校長がどのような「方針」と「希望」を語ったかは記していないが、高等科問題への言及は当然あったと思われる。欠席する保護者がほとんどいなかったというその参加ぶりは、村民の問題への関心の高さを示している。明治末期、下黒瀬村における尋常高等小学校の誕生は、いよいよ近かった。

## おわりに

以上、『沿革誌』を資料としつつ、明治期を中心とする下黒瀬村の初等教育に関する若干の考察を進めてきた。ここまでにとりあげた大きく4点のテーマは、比較的記述が豊かであるという資料上の理由とともに、筆者の関心によるところもある。したがって、これら以外のテーマの検討が成立しないということではない。『沿革誌』の記述中、断片的ながら、勅語謄本や御真影の扱い、修学旅行や遠足の実施などへの言及もある。また、とりあげた4点のテーマに関し、『沿革誌』を資料とするしかないゆえ、(1)明治初期の試験状況や教科書使用状況、(2)授業料徴収をめぐる村民の反応、(3)児童就学の実態的側面、(4)村民のなかの階層性と文化性などの問題に迫ることはできなかった。残された課題は、『沿革誌』を主資料とする以上、限界がある。しかし、すでに述べたように、その他の学事関連資料の残存状況はきわめて厳しい。そこで、周辺村の動向を視野におさめた分析が有効となろう。もっとも、周辺村の関連資料の残存状況も決して良好とはいえない。そのようななか、現在の黒瀬町板城西地区

の板城西小学校にも『板城西尋常小学校沿革誌』が保管されていることを確認している。繰り返し述べてきたように、学校沿革誌類の利用に限界があることは考慮する必要がある。そのうえで、役場資料中の学事関連資料を欠く地域にあって、学校沿革誌類は地域の教育の歴史を明らかにする貴重かつ重要な資料となると考える。今後、調査を賀茂郡域、広島県域へと拡大・継続し、昭和期の分析も視野にいれつつ、学校沿革誌類を用いた究明作業に努めたい。

## <註>

- 1 現在、黒瀬町では町史編さん事業が進められている。本論文はその研究成果の一部である。
- 2 阿部英樹・木村彰利「ため池灌漑地帯における伝統的農業水利組織の特質——広島県賀茂郡黒瀬町を事例として——」『広島大学生物生産学部紀要』第38号、1999年、参照。
- 3 たとえば、前者については、青森県の和徳小学校に関する研究が進んでおり、千葉寿夫『明治の小学校』（津軽書房、1987年）、荒井武『近代学校成立過程の研究』（御茶の水書房、1986年）、麻生千明「和徳小学校日誌『記録簿』にみる明治20年代の学校管理に関する研究」（『弘前学院大学地域総合研究所紀要』第12号、2000年）、同「和徳小学校日誌『記録簿』にみる明治20年代の生徒たちの行状と生活指導」（『弘前学院大学文学部紀要』第37号、2001年）などがある。後者については、土方苑子『近代日本の学校と地域社会——村の子どもはどう生きたか——』（東京大学出版会、1994年）などの研究がある。
- 4 賀茂郡の初等教育に関する若干の言及が、広島県編『広島県史』近代1（広島県、1980年、pp.1104-1136）、生馬寛信「近代日本における児童就学に関する研究（I）——第1次小学校令（明治19年）下における広島県の実態——」（『佐賀大学教育学部研究論文集』第28集第2号（I）、1980年）などにみられる。なお、隣接する呉市の初等教育の考察を含むものとして、志村廣明『学級経営の研究』（三省堂、1994年）、同『日本の近代学校における学級定員・編制問題——過大学級、二部教授問題を中心として——』（大空社、1998年）などがある。
- 5 同資料を用いた刊行物として、松浦吾六編『賀茂郡下黒瀬小学校創立八十周年記念誌』（下黒瀬村教育委員会、1954年）、藤原主『黒瀬町教育史』（黒瀬町乃美尾在時農村文化研究所、1977年）などがある。
- 6 明治32（1889）年、県は「市町村立小学校表簿」のひとつとして「学校沿革誌」を明示し、「学校沿革誌ニハ学校ノ位置名称、教科ノ変遷、校地校舍校具ノ増



- 減、職員管理者及学務委員ノ更迭、児童数ノ増減、学級数ト職員数トノ関係、経費累年比較、学齡児童就学歩合累年比較、卒業児童累年比較其他必要ノ事項ヲ記入スルヲ要ス」と定め（県訓令第73号）、「永久之ヲ保存スヘシ」としている（同74号）。なお、『沿革誌』の用紙は「津江尋常小学校用紙」を使用している。下黒瀬尋常小学校時代もしばらくこの用紙を使っている。
- 7 引用文の読点は筆者が付した。以下の引用文も同様である。
  - 8 現在まで書き継がれてきた過程において、若干のアレンジが加えられ、本来の構成と順序を失ってしまっている観はいない。
  - 9 他に「校具ノ増減」、「経費累年比較」、雑資料を含む。
  - 10 前掲、『賀茂郡下黒瀬小学校創立八十周年記念誌』、p.71、参照。校長の交代にともなう記述形式や筆跡の変化がおおよそ認められるが、浜田校長以降も記述者が歴代校長であったかどうかは断定できない。浜田の校長在任期間は、明治25(1892)年4月～同41(1908)年3月である。
  - 11 浜田校長の時期、明治初期の教育法規に対する解釈を述べた例はある。また、運動会や学芸会の盛会ぶりを記述する例は、これ以前にもみられた。しかし、ここで紹介したような感慨や熱意の類は記されていない。
  - 12 「例言」には「校舎器具器械ノ沿革」とあるが、実際の見出しは「校舎ノ沿革」となっている。
  - 13 黒瀬町史編さん事業のなかで、明治期以降の教科書の残存が確認されている。明治初期のものは、たとえば、兼沢・土井家文書中に「小学読本」、「地理初歩」、「万国地誌略」などが認められるものの、わずかである。
  - 14 明治23(1890)年の小学校令は尋常小学校の修業年限を3年または4年としていた。明治28(1895)年、津江尋常小学校は4年制を採用する。明治33(1900)年の小学校令(第3次)による4年制義務教育制度の確立に先立った4年制への移行であった。その後、明治41(1908)年、6年制となり、翌々年、6年制義務教育制度下の最初の卒業生22名を送り出した。
  - 15 「校舎ノ沿革」によれば、「当時ノ村長松田元三郎、学務員吉高筆右衛門」が発起人となり、「寄付金ヲ募集」した。新築校舎の「堅牢ナルコト地方屈指ナリ、此建築費参百五拾円」であったという。
  - 16 明治21(1888)年、郡の公立小学校73校のうち、63校(86.3%)が小学簡易科であったから、他村でも同様の状況があったことが推測される(前掲、『広島県史』近代1、p.1106、参照)。
  - 17 補習科の設置は尋常小学校の任意であったから、村民のなかに、尋常小学校への就学問題とは別レベルの、それ以上の教育課程を求める階層が存在したことが察せられる。明治28(1895)年、補習科は廃止された。尋常科の修業年限4年への延長にともなう措置であったと考えられる。
  - 18 下黒瀬地区関係資料中、「教育費」や「学校費」に関する資料がごく断片的に残されている。
  - 19 なお、明治26(1893)年、授業料を初徴収した1月の4ヵ月後となる5月、「市町村会ノ議決ニ依リ府県知事ノ許可ヲ得ルニ於テハ尋常小学校ノ授業料ヲ免除シ得ルコトヲ発令セラル茲」との記述がある。元小学簡易科を含む尋常小学校の一律の授業料徴収策が現実的であったことへの対応であろう。
  - 20 前掲、『広島県史』近代1、p.1111、参照。
  - 21 ここで紹介した数値は必ずしも実態を反映していないとの批判から、「実質的就学率」や「通学率」などの算出方法が提起されている(安川寿之輔「義務教育における就学の史的考察——明治期兵庫県下小学校を中心として——」『教育学研究』第26号第3号、1962年、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第3・4巻、国立教育研究所、1974年、参照)。また、児童の就学形態に着目し、学事統計を修正する豊富な個人データを蓄積し、実質的な学校教育制度の村民への定着時期を1920年代に推定する研究もある(前掲、土方書、参照)。しかし、下黒瀬村の場合、「学齡児童就学歩合累年比較」の数値を検証し、より現実的な数値を求めうる補助資料はなく、この数値を参考とするしかない。
  - 22 県の数値と村の数値は同一の性格をもつから、その意味で両者の比較は有効である。なお、統計初年の明治24(1891)年は津江尋常小学校がスタートした年であり、調査上の不備も考えられるため、同年の数値は参考値と考えた方がよいであろう。
  - 23 詳しくはわからないが、「明治十二・三年頃は、女子で学校に行くものは殆どありませんでした。私たちの頃二名位のものでした」という回顧がある(前掲、『賀茂郡下黒瀬小学校創立八十周年記念誌』、p.46)。
  - 24 前掲、『広島県史』近代1、p.1111-1112、参照。
  - 25 明治33(1900)年にも、児童3名、村民8名の赤痢死亡者が出た。
  - 26 「運動会」、「大運動会」、「体育大会」などの表現がある。以下の本文中では「運動会」に統一し、後掲の年表にはそのままの表現を残した。学芸会や卒業式も同じである。
  - 27 日清戦争がはじまった年であり、「皇軍連戦連勝」に沸く村民の志気を鼓舞する装置としての運動会の役割も看取される。
  - 28 このあと、「両校職員両村役場吏員其他有志者ノ懇談会ヲ催シ各胸襟ヲ開キテ談話」を行ったとのことであり、運動会を通じた地域交流も図られていたらしい。

- 29 ただし、大正5（1916）年などの例のように、連合運動会は黒瀬エリアにおける学校対抗式のイベントのひとつとして残ったようである。
- 30 下黒瀬尋常高等小学校時代の1917（大正6）年から、村費で建築費をもつようになる。
- 31 明治44（1911）年、「当村民神祭ナルヲ以テ午前職員生徒一同参拝後休業」したこともあった。
- 32 なお、来たる下黒瀬国民学校時代においても、昭和16（1941）年の県訓令が「国民学校ハ農繁時期ニ於テ十日以内児童ノ全部若ハ一部ニ対シ授業ヲ行ハザルカ又ハ適宜授業時数ヲ減ズルコトヲ得」と規定していることが確認される。
- 33 中黒瀬村・下黒瀬村・乃美尾村・郷原村組合立の黒瀬高等小学校が中黒瀬村に所在した。
- 34 前掲、『賀茂郡下黒瀬小学校創立八十周年記念誌』、p.52。

参考資料 下黒瀬尋常高等小学校沿革

年次				記述		内容
和暦	西暦	月	日	国・県・郡・その他レベル		学校レベル
明治3	1870	2	—	大学規則、中小規則の制定		
明治4	1871	7	—	文部省の設置		
明治5	1872	7	—	学制の発布		
明治5	1872	11	1			遂倫館の創立
明治7	1874	—	—	小学校教則・校則の制定		
明治11	1878	9	—	小学校教則・校則の制定（広島県）		
明治12	1879	9	—	教育令の発布		
明治13	1880	12	—	教育令の改正		
明治14	1881	5	—	小学校教則綱領の制定		
明治14	1881	6	—	甲乙丙号の学事表の規定		
明治15	1882	4	—	県甲第93号による公立小学校教則・試験規則の制定		津江小学校における初等科・中等科の設置
明治15	1882	9	—	小学校生徒賞与規則の制定、奨励試験・優等試験・年末賞与法の施行		
明治16	1883	4	—	小学校教則の改定		
明治16	1883	5	14	小学校教則・試験規則の改定		
明治16	1883	9	4	小学校奨励試験の廃止		
明治17	1884	2	1	小学校生徒管理心得の制定		
明治17	1884	6	1			小学校教員講習会への参加（8週間）
明治17	1884	5	20	小学校長・訓導・学務委員の印形提灯徽章の制定		
明治18	1885	7	1	県甲第136号による公立小学校教則・試験規則の改定		
明治18	1885	8	12	教育令の再改正		
明治19	1886	4	1			御堂小学教場への改称
明治19	1886	5	10	小学校試験規則の改定		
明治19	1886	9	3	小学校校則の改定		
明治19	1886	10	10	小学校教則の改定		
明治20	1887	4	1	改正小学校教則の実施		津江簡易科小学への改称
明治20	1887	10	10			津江簡易小学校への改称、珠算・筆算の教科の設置
明治21	1888	1	28	小学校職員章程の制定		
明治21	1888	6	2	小学校生徒礼式の制定		
明治21	1888	8	9	小学校職員服装規定の制定		
明治21	1888	9	7	小学校職員礼法の制定		
明治22	1889	2	8	小学校生徒人物査定法の制定（明治23年9月12日の廃止）		
明治22	1889	2	11			憲法発布大典の奉祝
明治22	1889	3	14			事務引継規則の制定
明治22	1889	11	3			皇太子宣下式の奉祝
明治23	1890	10	2	地方学事通則、小学校教員退職料・扶助料法の制定		
明治23	1890	10	6	小学校令の改正		
明治23	1890	10	30	教育勅語の発布		
明治24	1891	1	13	教育勅語奉読方心得の制定		
明治24	1891	2	7	学務委員事務取扱規則の制定		
明治24	1891	2	10			津江樋之上神社における教育勅語奉読式の挙行
明治24	1891	4	1	地方学事通則、小学校令の施行		津江尋常小学校への改称
明治24	1891	5	—			菅田簡易小学校所轄の兼沢の児童の入学
明治24	1891	11	16	市町村立小学校長・教員の名称・待遇の制定		
明治24	1891	11	17	御真影・教育勅語奉讀本奉置場所に関する訓令		
明治24	1891	11	17	普通教育施設に関する文部大臣の意見表示、小学校長・教員の任用・解職・進退規則、小学校長・教員の職務・服務規則、小学校長・教員の懲戒処分・免許状剥奪規則、学齢児童保護者認定要件、学級編制等規則、小学校毎週教授時間制限、随意科目等規則、補習科の教科目・修業年限規則の制定		
明治25	1892	2	10	市町村立小学校教員退職料支給規則の制定		
明治25	1892	3	12	小学校祝日儀式次第、小学校長・教員の職務・服務細則、小学校長・教員の任用・解職・進退細則、学齢児童就学・家庭教育等規則、児童出席停止規則、小学校校舎・校地・体操場等設備規則の制定		
明治25	1892	3	24	小学校生徒授業料規則の制定		
明治25	1892	3	31	小学校教則・校則の改定		
明治25	1892	4	1	小学校令の全面実施		
明治25	1892	4	1			学級編制規定にもとづく2学級編制の実施
明治25	1892	4	22	小学校教授細目様式の制定		
明治25	1892	8	15			補習科（修業年限2年）の設置
明治25	1892	9	—			郡教育品展覧への出品、児童5名の受賞
明治26	1893	1	10	校務細則、来校人待遇規定、訪問規定、小学校祝日・大祭日参拝者心得、祝日・大祭日生徒心得、試験細則、生徒・職員貯金細則、生徒性行記録例語の制定		

近代日本農村の初等教育事情—広島県賀茂郡下黒瀬村の事例—

年次				記述内容	
和暦	西暦	月	日	国・県・郡・その他レベル	学校レベル
明治26	1893	1	—		授業料の初徴収
明治26	1893	4	1		小学校生徒性行録の初調整
明治26	1893	5	5	小学校三大節・祝日・大祭日儀式に関する発表	
明治26	1893	5	16	教育勅語奉読方心得の廃止	
明治26	1893	5	17	市町村会における府県知事許可制の尋常小学校授業料免除の議決	
明治26	1893	5	26	児童の官吏・著名人地方往来時の送迎禁止、運動時の盛粧自粛に関する訓令	
明治26	1893	6	8		教授細目の調整
明治26	1893	8	12	祝日・大祭日儀式に用いる歌詞・歌譜の選定	
明治26	1893	9	21		赤痢病流行状況の郡長への上申
明治26	1893	11	13		児童5名を含む赤痢病死亡者追悼会の開催
明治26	1893	12	21	市町村立小学校教員任用令の発布	
明治26	1893	12	23	小学校教員練習会規則、同会開設方法の制定	
明治27	1894	1	22		大田師範学校長・阪谷郡書記の来校
明治27	1894	1	31	児童の学校長・教員への反抗・合同欠課に対する処罰の制定	
明治27	1894	3	9		天皇結婚25周年の奉祝
明治27	1894	4	15		植物標本の採集
明治27	1894	5	7	児童勤儉等の徳育に関する訓令	
明治27	1894	6	20		横山簡易小学校における県市郡連合教育成績品評会出品物試験の開催、児童18名の参加、1名の賞与合格者
明治27	1894	8	29	児童体育に関する訓令	
明治27	1894	9	15		天皇広島行幸遙迎のための稲荷山への児童引率
明治27	1894	11	3		兼沢高下崎河原における5校(津江・天神・横山・篠川)連合運動会の開催
明治27	1894	11	17		浜田哲太郎訓導の西条駅における皇太子行啓の奉迎
明治28	1895	1	28	小学校長・教員の任用・解職細則の改定	
明治28	1895	1	26	小学校唱歌用歌詞・楽譜の採用に関する訓令	
明治28	1895	3	19		浜田哲太郎訓導の八本松駅における皇后通輿の奉迎
明治28	1895	3	21		補習科の廃止
明治28	1895	4	1		中尾松太郎郡長の来校、学校組織・授業等の監査、行為善良勤学の児童2名への賞品授与
明治28	1895	4	30	小学校学事月報様式の制定	
明治28	1895	5	4	小学校長・教員の任用・解職細則に関する追加事項	
明治28	1895	5	7	小学校清潔方法に関する訓令	
明治28	1895	5	15	楽書厳重取り締まりに関する訓令	
明治28	1895	5	18		修業年限4年への変更
明治28	1895	5	21		津江樋之上神社における平和克服祝典の挙行、児童の模擬運動の発表
明治28	1895	6	5	高等小学校男子児童兵式体操歌曲からの「平壤大捷」の取り消しに関する訓令	
明治28	1895	7	10		郷原簡易小学校児童100余名の来校、運動の共同実施
明治28	1895	11	9	庶物指教用具設備に関する訓令	
明治29	1896	2	17	運動会開設方法に関する通達	
明治29	1896	2	17	小学校樹探標準に関する内訓	
明治29	1896	4	1	小学校教員給料額改正にともなう准教員10級俸支給に関する訓令	
明治29	1896	4	16	9月15日・27日の教育勅語奉読に関する訓令	
明治29	1896	8	26	学齡未満児童入学の厳重取り締まりに関する訓令	
明治29	1896	11	3		奉祝典の挙行、兼沢高下崎河原における綱引き・徒歩競争・鞠探し等の運動
明治30	1897	1	18	文部省令第2号による小学校補習科・正教科編制に関する通達	
明治30	1897	1	19	小学校清潔方法の制定	
明治30	1897	1	21	英照皇太后大喪期間における学校記念式・運動会・修学旅行等の禁止	
明治30	1897	1	23	小学校学級・教授細目開申の廃止	
明治30	1897	1	28	英照皇太后埋棺当日の休業に関する訓令	
明治30	1897	2	8		英照皇太后葬送遙拝のための稲荷山への児童引率
明治30	1897	2	16	文部省令第2号による市町村における教員俸給支出不可能時の相当補助に関する通達	
明治30	1897	3	4		津江石ヶ坪阿弥陀堂における父兄講話会、教育衛生幻灯会の開催
明治30	1897	4	1		教授細目の修正
明治30	1897	6	11	小学校清潔方法制定にともなう用具準備に関する訓令	
明治30	1897	6	21	郡訓令第27号による小学校清潔方法施行用具・薬品等の数量等の制定	
明治30	1897	7	23	児童過多の学校における10学級以下の運営に関する訓令	
明治30	1897	7	24	郡第1課1庶第587号による壮丁教育への尽力に関する通達	
明治30	1897	11	6	勅令第407号による市町村立小学校授業料規定の制定	
明治31	1898	1	8	郡訓令第1号による英照皇太后1年祭敬悼のため1月11日の休業	
明治31	1898	1	13	県令甲第3号による小学校における男女分離教育の実施規定の制定	
明治31	1898	1	24	県訓令第7号による御真影・教育勅語贈奉奉置心得の制定	
明治31	1898	2	—		竹本県視学の巡視
明治31	1898	2	—		岡田郡書記の巡視
明治31	1898	4	22	県訓令第37号による市町村立学校区規定細則の制定	
明治31	1898	10	3		広島県佐伯郡玖島村八田謹次郎氏からの林業講話録の寄贈
明治31	1898	11	10	県令甲62号による小学校教員給料旅費額・支給方法等の改定	
明治31	1898	11	12	郡訓令第47号による小学校学事報告様式・報告期の制定	
明治31	1898	11	15	明治25年3月12日県令甲第28号小学校長・教員の職務・服務細則の改定	
明治31	1898	11	—		役場員・学校員・有志者合同の入営兵士送別会の開催
明治31	1898	12	7	県訓令第105号による明治25年4月県訓令第33号小学校教授細目様式の廃止	
明治31	1898	12	13	県令甲第107号による小学校雇教員採用規定の制定	
明治31	1898	12	24	郡第1課1庶第779号による学校儀式における御真影奉置に関する通達	
明治32	1899	1	11	県訓令第1号による高等小学校第3学年以上の修学旅行に関する通達	

年次			記述内容	学校レベル
和暦	西暦	月日		
明治32	1899	1/18	県令甲第4号による明治25年3月県令甲第29号学齢児童就学・家庭教育等規則の改定	
明治32	1899	3/20	法律第80号による教育基金特別会計法の制定	
明治32	1899	5/1	郡第1課1庶第265号による郡小学校校長会評定の欠席生徒防衛方法に関する通達	
明治32	1899	5/30	県令甲第33号による明治25年3月県令甲第43号小学校校則の改定	
明治32	1899	6/1	県令甲第34号による補修科設置規定の制定	
明治32	1899	7/10	文部省令第37号による小学校設備標準の制定	
明治32	1899	7/10	郡訓令甲第26号による小学校教員生徒のトラホーム病検査結果報告に関する通達	
明治32	1899	7/15	県訓令乙第533号による内地雑居にともなう風儀・外国人対応に関する通達	
明治32	1899	9/14	県訓令甲第73号による表簿規定の改定	
明治32	1899	9/14	県令甲第74号による明治18年12月県令丙第365号重点書類保存規定の改定	
明治32	1899	9/22	県令甲第47号による明治25年3月県令第33号設備規則の改定	
明治32	1899	11/13		役場員・学校員・有志者合同の入営兵士送別会の開催
明治32	1899	11/21	勅令第435号による教育基金令の発布	
明治32	1899	11/—		津江石ヶ坪阿弥陀堂における教育衛生幻灯会の開催、浜田校長・赤坂自然居士の参加
明治33	1900	3/14	郡第1課1庶第155号による郡小学校校長会協定の生徒気力鍛錬法・遠隔通勤生徒風紀取締方法に関する通達	
明治33	1900	3/14	郡第1課1庶第155号による郡小学校校長会決定の教室要録に関する通達	
明治33	1900	3/28		卒業生32名の第1号樹栽地への松檜等の樹栽
明治33	1900	4/1		教授細目の修正
明治33	1900	4/1		尋常日本読本・尋常小学修身書・広島県小学習字帖の尋常尋常小学読本・訂正尋常小学修身書・新撰小学習字帖への変更
明治33	1900	4/4	岡田定都書記の郡視学への任用	
明治33	1900	5/10		津江樋之上八幡神社における小学校・村役場連合の皇太子成婚奉祝式の挙行
明治33	1900	5/29		津江石ヶ坪阿弥陀堂における小学校・役場連合の赤痢死亡者（児童3名・村民8名）追弔会の開催
明治33	1900	6/28		日清戦争出兵の兵士の見送り
明治33	1900	8/18	小学校令の改正（9月1日からの部分施行）	
明治33	1900	9/8	県令甲第43号による市町村立小学校准教員進退規定の制定	
明治33	1900	9/20	県令甲第46号による明治24年2月県令甲第18号市町村立学務委員事務取扱規則の廃止	
明治33	1900	9/24	県訓令甲第49号による市町村立小学校長・教員の職務・服務細則の改定	
明治33	1900	10/1		裁縫科の初設置
明治33	1900	11/22	県令甲第6号による市町村立小学校加俸細則の制定	
明治34	1901	1/15	郡学第4号による郡小学校校長会決定の児童平素考查規定・国語科毎週時間配当・書方書体・算術程度・体操程度等の通達	
明治34	1901	1/15	郡訓令甲第2号による学齢児童就学取扱手続の制定	
明治34	1901	1/15	郡学第7号による郡小学校校長会決定の小学校校旗規定の通達	
明治34	1901	1/23	県令甲第6号による市町村立小学校教員俸給旅費・諸給与規則の制定	
明治34	1901	1/23	県令甲第7号による市町村立代用教員俸給旅費・諸給与規則の制定	
明治34	1901	3/15	県令第21号による明治23年2月県令甲第8号小学校教科書修正本の効力継続の通達（4月1日施行）	
明治34	1901	3/20	県令甲第29号による明治27年2月県令第13号相当教育学齢児童試験規則の4月1日廃止の通達	
明治34	1901	3/23	県令甲第23号による教育資金使用規則の制定	
明治34	1901	3/27	県令甲第24号による明治25年3月県令甲第42号小学校教則・同32年5月県令甲第33号小学校校則の4月1日廃止の通達	
明治34	1901	3/27	県令甲第13号による小学校学期教授終始時刻・卒業証書修業証書様式の制定	
明治34	1901	3/31		卒業生28名の第1号樹栽地への松檜等の樹栽
明治34	1901	5/2	郡学第62号による体操課程における遊戯・体操時間配当の通達	
明治34	1901	5/4		裕仁親王降誕の奉祝式の挙行、児童の綱引運動の実施
明治34	1901	5/26		本校・郷原尋常小学校連合運動会の開催、郷原校児童170名の来校
明治34	1901	7/21		西条町における私立教育会第1回小学校教員講習会への参加
明治35	1902	3/18		父兄談話会、通俗講話会、幻灯会の開催、黒瀬高等小学校から借用の理化学器械・博物標本の展示・実験
明治35	1902	6/12		郡農会技手河野半助の来校、第4学年の害虫駆除講話の聴講
明治35	1902	11/10		有志者・職員の前付金による購入の楽器の搬入
明治35	1902	12/16		中黒瀬村篤志家平賀氏の来校、児童・校舎等の撮影、額入り写真3枚の寄贈
明治36	1903	2/6		浜田校長の三津町における唱歌講習会への出席
明治36	1903	2/26		故小松宮葬送の遙拜式の挙行
明治36	1903	5/26		身体検査の初実施
明治36	1903	8/22		同窓会の初開催
明治37	1904	4/—		文部省編纂の尋常小学校読本・修身書・書方手本・算術教科書の使用開始
明治37	1904	4/—		2部教授の開始
明治37	1904	9/6		本校・村役場合同の遠陽占領祝賀会の挙行
明治38	1905	3/1		旅順陥落記念樹の植樹
明治38	1905	5/29		バルチック艦隊全滅の祝賀式の挙行
明治38	1905	7/8		麦棹真田製造の児童への伝授
明治38	1905	10/30		平和克服の詔勅の奉読
明治38	1905	11/17		大元帥の伊勢神社参拝に対する表敬のための休業
明治39	1906	3/19		北陸地方支援のための上米麦5斗7升8合5勺の送付
明治39	1906	4/21		出征軍人戦死の追悼会の挙行、児童の参列

近代日本農村の初等教育事情——広島県賀茂郡下黒瀬村の事例——

年次				記述内容
和暦	西暦	月	日	
明治39	1906	4	22	出征軍人凱旋の祝賀会の挙行、児童の参列
明治39	1906	4	29	徳正寺満田住職紹介による利井大和尚の修身講話の聴講
明治39	1906	10	10	活動写真会の開催
明治39	1906	11	3	青年会の組織
明治39	1906	11	25	職員一同の博物講習会への初出席
明治39	1906	12	6	運動会の開催、青年会員の協力
明治40	1907	2	27	青年会発会式・戦死者追悼会の挙行、児童の参列、築山広分署長・藤沢巡査の来臨
明治40	1907	3	14	母姉会の開催、平賀氏厚意の高声蓄音機の余興
明治40	1907	4		3学級の編制（2部教授の廃止）
明治40	1907	—	—	訓令準則の制定
明治41	1908	—	—	義務教育年限延長にともなう第5学年の設置、器具・器械・参考書・絵画の購入
明治41	1908	4	3	卒業生発起による訓導兼校長浜田哲太郎頒徳会の開催、同会からの柱時計の寄贈
明治41	1908	4	18	吉高校長・教員3名（岡田・藤原・佐々木）引率による第2学年以上の城山登山
明治41	1908	4	23	吉高校長・岡田訓導・藤原准訓導の広島市各学校合同参観への参加（3日間）
明治41	1908	4	27	還幸記念式の挙行、岡田訓導の広島市各学校合同参観にもとづく本校児童との比較に関する談話
明治41	1908	5	19	分教場における授業の開始
明治41	1908	6	13	吉高校長の校長会への出席（3日間）
明治41	1908	6	15	農事多忙のための臨時休業（24日までの10日間）
明治41	1908	11	12	仮分教場の廃止、新校舎移転式の挙行、翌日から新校舎における授業の開始
明治41	1908	11	13	校長の郡役所における戊申詔書の拝授
明治41	1908	12	1	理化学器械・標本の購入（京都島津商店から180円）
明治42	1909	2	20	大講堂における戊申詔書奉読式の挙行
明治42	1909	2	21	新校舎落成式の挙行、余興として花角力の開催（2000名の盛事）
明治42	1909	2	20	大学芸会の開催
明治42	1909	2	—	旧校舎・新校舎間廊下の落成（工事費220円）
明治42	1909	4	17	全校児童の城山登山、地理の説明
明治42	1909	4	27	郷原尋常小学校職員・児童の来校
明治42	1909	6	—	運動場北方の田地100坪（岡土好太郎氏から借入）に学校園の設置、植え付けの開始
明治42	1909	6	17	農事多忙のための臨時休業（26日までの10日間）
明治42	1909	7	6	父兄談話会、唱歌演奏会の開催
明治42	1909	8	22	大講堂における青年会総会の開催
明治42	1909	8	23	大講堂における処女会発会式の挙行
明治42	1909	9	10	児童運動用遊動円木の設置（工事費20円）
明治42	1909	9	15	大元帥進襲記念日のための三津口村における第4学年以上の臨海教授・遠足
明治42	1909	11	3	天長節のための大運動会の開催、50種目以上の遊戯・競技
明治42	1909	11	16	3日間の臨時休業による職員6名の尾道市近傍の学校参観
明治42	1909	11	28	第5・6学年の広村における県衛生課主催の衛生展覧会の参観
明治43	1910	3	4	校長・職員2名の広村公会堂における二宮尊親氏による民政講話への出席・聴講
明治43	1910	3	26	大学芸会の開催
明治43	1910	3	28	卒業式の挙行、卒業生22名
明治43	1910	4	—	卒業生・入学児童からの基本財産の寄付、管理村長への総計2円86銭の納付
明治43	1910	4	—	教科書の大部分変更
明治43	1910	5	—	体操場拡張工事への村民の協力、隣地の畑地7畝余の買収
明治43	1910	5	6	英国皇帝エドワード7世崩御のための児童への哀悼表意の訓示
明治43	1910	5	20	英国皇帝エドワード7世崩御の哀悼のための遙拝式の挙行
明治43	1910	5	23	乃美尾尋常小学校長・職員・児童40名の来校、演奏会の臨時開催
明治43	1910	9	2	韓国併合大詔の奉読、児童への大国民としての覚悟の訓示
明治43	1910	9	19	秋季遠足運動会のための児童43名の江田島海兵学校の参観（校長・職員2名引率）
明治43	1910	9	19	上記以外児童の村内神社8ヶ所の巡拝（教員2名引率）
明治43	1910	—	—	呉市松本町住医者稲垣寿恵氏からの200円の寄付、石碑建立の村会決議
明治43	1910	10	21	運動会の開催、稲垣寿恵氏石碑の除幕式の挙行
明治43	1910	10	29	東京物理学会出張員の無線電信・区線器械の持参来校、実験・講話の依頼・聴講
明治44	1911	3	2	村会における高等科設置の3年延期の決議
明治44	1911	9	15	大森記念日のための記念式の挙行
明治44	1911	9	20	第3学年以上の乃美尾尋常小学校増築落成式への参加（校長・溝本訓導・小田訓導・西川代用教員・佐伯代用教員・立川准訓導引率）
明治44	1911	10	9	運動奨励のための器械体操具・テニス具・ピンポン具等の購入
明治44	1911	10	12	運動場地の整地、村民の出役
明治44	1911	10	13	戊申詔書下付記念日のための記念式の挙行、勤儉力行の訓話
明治44	1911	10	20	民神祭のための職員児童一同の参拝、午後休業
明治44	1911	10	21	運動会の開催（快晴）
明治44	1911	11	3	天長節記念式の挙行、中黒瀬尋常小学校運動会の参観、教育幻灯会の開催
明治44	1911	11	17	天皇九州大演習還車見送りのための第5・6年児童の海田駅への引率
明治44	1911	12	20	父兄談話会、児童成績品展覧会の開催
明治45	1912	1	16	広井郡視学の巡視、帳簿閲覧、授業参観
明治45	1912	2	24	郷原尋常小学校における北村南岳氏の郡通俗懇談会への職員一同の出席（午後休業）
明治45	1912	2	25	職員一同による四国高松地方参観旅行（27日までの3日間、臨時休業）

年次				記述内容
和暦	西暦	月	日	
明治45	1912	3	25	広井郡視学の第6学年諸学科考査のための来校、第3・4・5学年の郷原尋常小学校における教育品展覧会への参加
明治45	1912	3	27	第14回卒業証書授与式の挙行、卒業生52名
明治45	1912	4	10	第3回青年処女大会の開催(北村講師、会員600余名)
明治45	1912	4	27	還幸記念日のための君が代奉楽・戊申詔書奉送歌演奏・訓示、マラソン競争の実施
明治45	1912	5	7	第5・6学年の西条尋常高等小学校教育展覧会・西条農学校運動会の参観(伊藤校長・溝本教員・藤本教員引率)
明治45	1912	5	10	津江樋之上八幡神社における創立記念式の挙行、登山
明治45	1912	5	18	下黒瀬村立実業補習学校落成式の挙行
明治45	1912	5	27	日本海開戦記念日のための教育勅語奉読・君が代奉楽・訓話、談話会の開催
明治45	1912	5	28	地久節のための全女児童への訓示
明治45	1912	6	17	農繁期のための第3学年以上休業(26日までの10日間)
大正1	1912	9	13	大葬遙拝式の挙行
大正2	1913	3	28	第15回卒業証書授与式の挙行
大正3	1914	1	1	下黒瀬尋常小学校への改称
大正3	1914	4	1	高等科の併置、開校式の挙行
大正3	1914	9	1	対独宣戦詔勅奉読式の挙行、忠君愛国思想養成への努力
大正4	1915	1	10	天皇即位遙拝式の挙行
大正4	1915	1	14	天皇即位記念大学芸会・大運動会の開催
大正4	1915	1	15	校舎西高地への大典記念樹の杉の植樹
大正5	1916	4	27	黒瀬5校連合体育大会の開催
大正5	1916	11	3	下黒瀬青年団発表会式の挙行、児童・青年団連合体育大会の開催
大正6	1917	4	8	尋常科第5学年以上の各自1本の樹栽
大正6	1917	4	10	運動場のほとりにおけるポプラの植樹
大正6	1917	4	7	農業実習地の設定、学校園そばの神田忠右衛門からの年畝米7升の5年契約借賃
大正6	1917	4	15	4間の2教室増築工事の着手、6月15日の落成、2部教授の廃止
大正6	1917	11	6	児童成績品展覧会の開催(2日間)
大正7	1918	4	15	学校園の縮小、農業実習地の拡大
大正7	1918	9	一	体操用器具として平均台・高飛器・踏越台・平行棒・助木の購入
大正8	1919	2	21	憲法発布30周年記念式の挙行
大正8	1919	5	7	皇太子成年式のための本校・在郷軍人分会・青年団合同の遙拝式の挙行
大正13	1924	4	1	高等科の複式編制の廃止、単式編制への変更
昭和2	1927	4	1	高等科2学級3教員制の採用
昭和2	1927	4	1	入学式の挙行、尋常科38名(男16女22)・高等科49名(男24女22)の入学
昭和2	1927	4	2	学年始準備のための休業(4日まで)
昭和2	1927	4	11	大木訓導の広島市における受験
昭和2	1927	4	27	遠足の実施
昭和2	1927	5	6	菅田校長・倉木訓導の広島市における学事視察
昭和2	1927	6	9	倉木訓導の郷原尋常高等小学校における体操科指導
昭和2	1927	6	20	試作田における田植えの実施
昭和2	1927	6	20	菅田校長の竹原校における校長会への出席
昭和2	1927	6	21	農繁期のための休業開始
昭和2	1927	7	22	第1学期終業式の挙行(23日から夏季休業)
昭和2	1927	9	1	第2学期始業式の挙行
昭和2	1927	9	15	政見発表のための教室の貸与
昭和2	1927	9	22	政見発表のための教室の貸与
昭和2	1927	10	11	郷原尋常高等小学校における尋常科第5学年以上の郡教育界主催体育大会への参加
昭和2	1927	10	28	教育講演会の開催(講師柴田寿氏、演題「乃木大将ノ梅干」)
昭和2	1927	10	30	教育勅語下賜記念講演会の開催
昭和2	1927	11	3	明治節に関する講話、遠足の実施
昭和2	1927	11	19	郡教育会主催体操研究会の開催
昭和2	1927	12	1	第1回蔬菜品評会の開催
昭和2	1927	12	24	第2学期終業式の挙行
昭和3	1928	1	1	新年の拝賀式の挙行
昭和3	1928	1	9	第3学期始業式の挙行
昭和3	1928	1	24	尋常科全学年の郷原校理科研究会への参加(中須賀訓導引率)
昭和3	1928	2	1	校長の西条町における校長会への出張
昭和3	1928	2	7	紀元節の拝賀式の挙行
昭和3	1928	3	3	新入学児童身体検査の実施、父兄懇談会の開催
昭和3	1928	3	20	第1部第2部音楽会、成績品展覧会の開催
昭和3	1928	3	27	第3学期終業式の挙行
昭和3	1928	3	28	卒業証書授与式の挙行
昭和3	1928	3	29	学年末休業(3日間)
昭和3	1928	4	1	入学式の挙行、尋常科44名・高等科41名の入学
昭和3	1928	4	5	京面チエ子訓導送別式の挙行、石辺千代子訓導の赴任
昭和3	1928	4	12	田中米三代用教員の就職
昭和3	1928	6	12	害虫駆除の実施
昭和3	1928	6	20	校地における田植えの実施、農繁期のための休業開始
昭和3	1928	7	21	第1学期終業式の挙行
昭和3	1928	9	1	第2学期始業式の挙行
昭和3	1928	10	18	運動会の開催
昭和3	1928	11	10	大典奉祝式の挙行
昭和3	1928	11	14	大典奉祝旗の行列
昭和3	1928	11	25	国史研究会の開催
昭和3	1928	12	24	第2学期終業式の挙行(26日から冬季休業)
昭和4	1929	1	1	新年の拝賀式の挙行

近代日本農村の初等教育事情——広島県賀茂郡下黒瀬村の事例——

年 次				記 述	内 容
和暦	西暦	月	日		
昭和 4	1929	1	8	国・県・郡・その他レベル	第 3 学期始業式の挙行
昭和 4	1929	1	9		学校看護婦派遣の受入 (1ヶ月間)
昭和 4	1929	2	5		新入学児童身体検査の実施
昭和 4	1929	2	11		紀元節の拝賀式の挙行
昭和 4	1929	2	28		学年度反省会の開催
昭和 4	1929	3	16		学芸会の開催
昭和 4	1929	3	24		尋常科第 6 学年以上の広島博への修学旅行 (25日まで)
昭和 4	1929	3	28		卒修業式の挙行 (29日から学年末休業)
昭和 4	1929	4	1		入学式の挙行
昭和 4	1929	4	5		第 1 学期始業式の挙行、授業開始
昭和 4	1929	4	6		矢口訓導送別式の挙行
昭和 4	1929	4	20		中田看護婦の就職、重本訓導赴任式の挙行
昭和 4	1929	4	26		児童身体検査旅行の実施
昭和 4	1929	4	29		天長節の拝賀式の挙行
昭和 4	1929	6	14		螟虫駆除の実施
昭和 4	1929	6	17		託児所の開設、農繁期のための休業
昭和 4	1929	7	10		短縮授業の開始
昭和 4	1929	7	22		第 1 学期終業式の挙行 (23日から夏季休業)
昭和 4	1929	9	1		第 2 学期始業式の挙行
昭和 4	1929	9	4		渥美訓導送別式の挙行
昭和 4	1929	9	7		倉本訓導送別式の挙行
昭和 4	1929	9	12		田中訓導・杉井訓導歓迎会の開催
昭和 4	1929	10	2		伊勢神宮遷宮の拝賀式の挙行
昭和 4	1929	10	7		岡土訓導送別式の挙行
昭和 4	1929	10	18		体育会の開催
昭和 4	1929	11	2		上黒瀬尋常高等小学校における第 2 支部連合体育会への参加
昭和 4	1929	11	3		明治節の拝賀式の挙行
昭和 4	1929	12	4		蔬菜品評会の開催
昭和 5	1930	1	1		新年の拝賀式の挙行
昭和 5	1930	1	8		第 3 学期始業式の挙行
昭和 5	1930	1	11		尋常科第 5 学年父兄母姉会の開催
昭和 5	1930	1	30		久保田訓導赴任式の挙行
昭和 5	1930	2	7		川本校長の校長会への出席
昭和 5	1930	2	11		紀元節の拝賀式の挙行
昭和 5	1930	3	11		新入学児童身体検査の実施
昭和 5	1930	3	15		学芸会の開催
昭和 5	1930	3	28		卒業式の挙行 (29日から学年末休業)
昭和 5	1930	4	1		入学式の挙行
昭和 5	1930	4	28		全校遠足会の実施
昭和 5	1930	5	6		身体検査の実施
昭和 5	1930	6	6		螟虫駆除の実施
昭和 5	1930	6	20		神饌田植式の挙行
昭和 5	1930	6	23		試作田における田植の実施
昭和 5	1930	6	下旬		農繁期のための尋常科第 3 学年以上の休業開始
昭和 5	1930	7	21		第 1 学期終業式の挙行 (22日から夏季休業)
昭和 5	1930	9	1		第 2 学期始業式の挙行
昭和 5	1930	10	7		各学年別の父兄会の開催 (1週間)
昭和 5	1930	10	18		体育会の開催
昭和 5	1930	10	30		教育勅語換発 40 周年記念式の挙行
昭和 5	1930	11	22		令旨奉読式の挙行
昭和 5	1930	12	6		蔬菜品評会の開催
昭和 5	1930	12	24		第 2 学期終業式の挙行
昭和 6	1931	1	1		新年の拝賀式の挙行
昭和 6	1931	1	8		第 3 学期始業式の挙行
昭和 6	1931	1	26		修身研究会の開催
昭和 6	1931	1	31		義士会の開催
昭和 6	1931	2	11		紀元節の拝賀式の挙行
昭和 6	1931	3	6		学芸会の開催
昭和 6	1931	3	28		卒修業式の挙行 (29日から学年末休業)
昭和 6	1931	4	1		入学式の挙行
昭和 6	1931	4	6		第 1 学期始業式の挙行
昭和 6	1931	4	29		天長節の拝賀式の挙行
昭和 6	1931	5	2		全校遠足会の実施
昭和 6	1931	6	23		神饌田植式の挙行
昭和 6	1931	6	24		農繁期のための尋常科第 3 学年以上の休業開始
昭和 6	1931	7	22		第 1 学期終業式の挙行
昭和 6	1931	9	1		第 2 学期始業式の挙行
昭和 6	1931	10	18		体育会の開催
昭和 6	1931	11	3		明治節の拝賀式の挙行
昭和 6	1931	12	24		第 2 学期終業式の挙行
昭和 7	1932	1	1		新年の拝賀式の挙行
昭和 7	1932	1	8		第 3 学期始業式の挙行
昭和 7	1932	2	11		紀元節の拝賀式の挙行
昭和 7	1932	2	24		昭和 7 年度入学児童身体検査の実施
昭和 7	1932	3	7		学芸会の開催
昭和 7	1932	3	28		卒修業式の挙行 (29日から学年末休業)
昭和 7	1932	4	1		入学式の挙行
昭和 7	1932	4	5		第 1 学期始業式の挙行
昭和 7	1932	4	29		天長節の拝賀式の挙行

年 次				記 述	内 容
和暦	西暦	月	日		
				国・県・郡・その他レベル	学 校 レ ベ ル
昭和 7	1932	6	22		農繁期のための休業開始
昭和 7	1932	6	25		神饌田植式の挙行
昭和 7	1932	7	22		第1学期終業式の挙行
昭和 7	1932	9	1		第2学期始業式の挙行
昭和 7	1932	10	18		体育大会の開催
昭和 7	1932	11	3		明治節の拝賀式の挙行
昭和 7	1932	12	5		蔬菜品評会の開催
昭和 7	1932	12	24		第2学期終業式の挙行
昭和 8	1933	1	1		新年の拝賀式の挙行
昭和 8	1933	1	9		第3学期始業式の挙行
昭和 8	1933	1	11		紀元節の拝賀式の挙行
昭和 8	1933	3	6		学芸会の開催
昭和 8	1933	3	11		昭和8年度入学児童身体検査の実施
昭和 8	1933	3	28		卒業式の挙行 (29日から学年末休業)
昭和 8	1933	4	1		入学式の挙行
昭和 8	1933	4	5		第1学期始業式の挙行
昭和 8	1933	4	29		天長節の拝賀式の挙行
昭和 8	1933	6	22		農繁期のための休業開始
昭和 8	1933	6	26		神饌田植式の挙行
昭和 8	1933	7	15		児童保護者の開催
昭和 8	1933	7	22		第1学期終業式の挙行
昭和 8	1933	9	1		第2学期始業式の挙行
昭和 8	1933	10	17		体育大会の開催
昭和 8	1933	10	30		教育勅語奉読式の挙行
昭和 8	1933	11	3		明治節の拝賀式の挙行
昭和 8	1933	11	10		国民精神作興詔書発給記念式の挙行
昭和 8	1933	12	20		米麦蔬菜品評会の開催
昭和 8	1933	12	23		第2学期終業式の挙行
昭和 9	1934	1	1		新年の拝賀式の挙行
昭和 9	1934	1	8		第3学期始業式の挙行
昭和 9	1934	2	11		紀元節の拝賀式の挙行、皇太子降誕奉祝記念学芸会の開催
昭和 9	1934	2	23		皇太子降誕奉祝式の挙行
昭和 9	1934	3	5		昭和9年度入学児童身体検査の実施
昭和 9	1934	3	28		卒業式の挙行 (29日から学年末休業)
昭和 9	1934	4	1		入学式の挙行、尋常科35名・高等科44名の入学
昭和 9	1934	4	3		広田校長の全国小学校教員精神作興大会への出席
昭和 9	1934	4	20		広田校長・坂田・半田・渡辺各訓導の広島市における県職員精神作興大会への出席
昭和 9	1934	5	5		全校遠足の実施
昭和 9	1934	6	25		農繁期のための託児所の開設 (1週間)
昭和 9	1934	9	28		保護者会組合の開催、県教育会嘱託講師沢原正登氏の講演
昭和 9	1934	10	4		中黒瀬校における黒瀬連合体育大会への尋常科第5学年以上の参加
昭和 9	1934	10	18		運動会の開催
昭和 9	1934	12	5		蔬菜品評会の開催
昭和 10	1935	1	1		新年の拝賀式の挙行
昭和 10	1935	3	6		児童音楽大会の開催
昭和 10	1935	3	16		尋常科第6学年・高等科第2学年の四国高松地方への修学旅行
昭和 10	1935	3	28		卒業式の挙行
昭和 10	1935	4	1		入学式の挙行
昭和 10	1935	4	24		尋常科第5学年以上の呉市における周防博覧会への見学旅行
昭和 10	1935	4	29		天長節の拝賀式、奉安殿寄付者転石格次郎氏の表彰式の挙行
昭和 10	1935	6	28		実習田における田植えの実施、託児所の開設
昭和 10	1935	7	13		全校職員児童の村内道路美化作業の奉仕
昭和 10	1935	7	20		保護者会の開催
昭和 10	1935	10	4		支部連合体育大会の開催
昭和 10	1935	10	18		運動会の開催
昭和 10	1935	11	1		熱田神宮遷座祭遙拝式の挙行
昭和 10	1935	11	6		郡内校長の合同視察
昭和 10	1935	12	10		奉安殿の落成
昭和 11	1936	2	6		御真影奉戴式の挙行
昭和 11	1936	2	19		尋常科第5学年以上の選挙場の見学
昭和 11	1936	3	6		尋常科第6学年・高等科全学年の伊勢参宮旅行
昭和 11	1936	3	28		卒業式の挙行
昭和 11	1936	6	21		小学校実習産業組合の組織、児童学用品の支給
昭和 11	1936	8	一		手洗所の新築
昭和 11	1936	11	一		農業実習用温室の設置



# **A Study on the Elementary School Education of Rural Japan in the Meiji Period: a Case of Shimogurose-Village**

Kazuaki KAJII

The present this writer started case studies on the development of elementary school education of rural Japan in the modern period making use of the record of *GAKKOUENKAKUSHI*. This paper taking up a case of Shimogurose-village is its first report. *GAKKOUENKAKUSHI* owned by Shimogurose elementary school in Kurose-town Kamo-district Hiroshima-prefecture is a file of about three hundred and fifty sheets of paper and written about laws and regulations regarding education and events in its school from 19<sup>th</sup> century onwards in chronological form. Its *GAKKOUENKAKUSHI* consists of the following four parts. The first is *history of organization*, the second is *history of staff*, the third is *history of government office director and administrator*, the fourth is *history of schoolhouse*.

This paper focuses on four problems concerned with the process of establishment of elementary school education in Shimogurose-village as a farm village: (1)the course of elementary school education in the early Meiji period, (2)the local finance and school management, (3)the elementary school attendance and epidemics, (4)the relationship between elementary school and villagers. Attempting to analyze these problems, particularly such a case as Shimogurose-village that historical documents on educational administration was scattered and lost, we should regard *GAKKOUENKAKUSHI* of the same kind as important.